件名: 市道日野加賀田線道路改良工事(第3期)

	図 番	質疑	回 答
1	入札実施要領	入札実施要領の4(4)において、「本工事は各年度の支払限度額が設定されているので、本件入札価格(消費税を加算した額)は、支払限度額ごとに各年度の手持工事の額に算入する。(令和元年度 0% 令和2年度残額)」とあります。 この案件に参加可能となる手持工事の額の考え方について教えてください。	まず、この案件は土木一式工事の発注であり、入札参加資格は、入札実施要領3(1)にあるとおり、「平成31年度河内長野市建設工事有資格者名簿に登載されている市内業者で、土木一式工事のBランクに格付されている者」ですので、「令和元年度の土木一式工事の手持工事の額」により、入札参加資格の有無について判定を行います。 次に、この案件では、ご質問にあるとおり、入札価格(消費税を加算した額)については、全額を令和2年度の手持工事の額に算入し、令和元年度の手持工事の額への算入はありません。 したがって、入札受付締切日(令和2年3月2日)時点において、「令和元年度の土木一式工事に係る手持工事の額」が5千万円を超えなければ、この案件に参加するための手持工事の額についての条件を満たすことになります。